

みやき町育英資金貸付基金制度の概要

みやき町教育委員会

○ 募集概要

1. 申込期間

広報みやき2月号に掲載し、毎年3月末(教育委員会が広報等で指示する日)まで

2. 貸付対象者

・町長が育英助長の必要があると認める本町に住所又は本籍を持つ優秀な高等学校、中等教育学校（後期課程のみ）、特別支援学校（高等部のみ）、高等専門学校、専修学校（高等課程）、専修学校（専門課程で修業年限が2年以上のもの）、短期大学、大学、大学院に在学（進学）する者の中で、勉学等に意欲があり、学資の支弁が困難である者。

3. 奨学金の貸与月額・貸付期間・貸与利率

- | | |
|---------|----------------------------|
| (1) 月 額 | 高校生 20,000円以内 |
| | 大学生 40,000円以内 |
| (2) 期 間 | 貸付決定された当該学年（更新可能）から正規修業時まで |
| (3) 利 率 | 無利子 |

4. 選考方法

・勉学等に意欲があり学業優秀で、経済的理由により修学が困難な者の中からみやき町育英資金運用委員会において選考する。

5. 出願書類

- (1) 奨学金貸与願（様式第1号） ※ 保証人は同一生計以外の者を必ず1名
 - (2) 奨学生推薦書（様式第2号）
 - (3) 家庭調査書
 - (4) 世帯全員の源泉徴収票又は確定申告書の写し（連帯保証人も含む）
 - (5) その他合格通知書の写し等
- ※ 在学学校長の推薦は、第1学年に限り、出身中学校長又は出身高等学校長の推薦とする。
- ※ その他出願書類に添付する書類ほか、教育委員会にて別途指示する書類

6. 採用決定

- ・みやき町育英資金運用委員会においての採用決定は、奨学生採用通知書をもって、本人に通知する。なお、採用決定の通知を受けた奨学生は、速やかに奨学金借用証書等の必要書類を提出しなければならない。

7. 学業成績表の提出

- ・奨学生は、毎学年末に学業成績表を1ヶ月以内に提出する。

8. 奨学金の交付

- ・採用者の奨学金は、毎月定額を奨学生に交付する。(毎月25日に指定口座に振込むこととする。)

9. 返済

- ・奨学生は、奨学金の返済を要するに至ったときには、奨学金返還明細書を提出する。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 返済の方法 | ・最終学年卒業の月の翌月から3ヶ月を経過した日より8年以内に月賦又は年賦償還とする。
・退学、奨学金の辞退等の場合は、その月の6ヵ月後から3年以内に奨学金を返済しなければならない。 |
| (2) 延滞利息 | ・正当な理由がなくて奨学金の返済を遅延したときは、日歩4銭の延滞利息が課せられる。 |
| (3) 返済猶予 | ・高等学校に在学する奨学生で更に大学等上級学校に進学する場合は、奨学金返済猶予願を提出することにより、その奨学金の返済が猶予される。 |

※ 奨学金は貸与であり、貸与終了後は規定に従って必ず返還しなければならない。
この償還金が育英資金の運用資金となり、新規奨学生に貸与される。

10. 異動等の届出

- ・奨学生は、休学、復学、転校又は退学、2ヶ月以上の長期欠席、住所等、その他重要な事項について異動があったときは、直ちにみやき町教育委員会に届け出なければならない。